

明日のしあわせを願って

～ひとり親家庭のしおり～



ひとり親として家庭を築いていくとき、仕事のこと、子育てのこと、家計のことなど、さまざまな問題に直面することと思います。大切なことは、ひとりで考えず、親や友人、民生委員など、まわりの人に相談してみることです。

この冊子が、みなさまの暮らしの中でお役に立てれば幸いです。

もくじ

	利用できる方				利用できる方		
	母子	父子	寡婦		母子	父子	寡婦
相談				生活支援			
総合相談窓口、民生・児童委員……1	○	○	○	県総合教育センターの教育相談…7	○	○	
家事相談 ……1	○	○	○	県警ふれあい相談室 ……7	○	○	○
税務相談 ……1	○	○	○	奨学金制度 ……7	○	○	
女性のための相談 ……1	○		○	義務教育就学援助 ……7	○	○	
男性のための相談 ……1		○		子育て支援情報提供サービス …7	○	○	
法律相談 ……1	○	○	○				
思春期健康相談 ……1	○	○	○	就労支援			
養育費相談 ……16	○	○		静岡県母子家庭等就業・自立支援センター ……8	○	○	○
				ハローワーク（公共職業安定所）…8	○	○	○
経済的支援				ハローワークプラザ ……8	○	○	○
遺族年金制度 ……2	○			マザーズハローワーク ……8	○	○	
離婚時の厚生年金の分割制度 ……2	○	○		特定求職者雇用開発助成金 ……8	○	○	
児童扶養手当 ……10,11	○	○		しずおかジョブステーション ……8	○	○	○
児童手当 ……2	○	○		母子家庭等自立支援給付金 ……8	○	○	
母子父子寡婦福祉資金 ……12,13	○	○	○	母子父子自立支援プログラム ……9	○	○	
交通遺児への支援制度 ……3	○	○		職業能力開発施設 ……9	○	○	○
母子家庭等医療費助成 ……3	○	○		ひとり親家庭再チャレンジ高卒認定試験合格支援事業 ……9	○	○	
子どもに対する医療費助成 ……3	○	○		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成 ……9	○	○	
生活福祉資金 ……14,15	○	○	○	JR 通勤定期の割引 ……9	○	○	
生活保護 ……4	○	○	○	公共施設内への売店の設置 ……9	○		○
税の軽減 ……4	○	○	○	たばこの小売店の許可 ……9	○		○
ひとり親家庭就学支援事業 ……4	○	○					
				総合相談窓口			
生活支援				母子家庭等就業・自立支援センター…16	○	○	○
ひとり親家庭放課後児童クラブ							
利用支援事業 ……5	○	○		問い合わせ先一覧			
日常生活支援事業 ……5	○	○	○	県健康福祉センター ……17			
ひとり親家庭等生活向上事業 ……5	○	○	○	児童相談所 ……17			
母子生活支援施設 ……5	○			保健所 ……17			
公営住宅 ……5	○	○	○	各種相談所 ……18			
児童相談所 ……5	○	○		静岡家庭裁判所 ……18			
家庭児童相談室 ……5	○	○		税務署 ……18			
児童家庭支援センター ……6	○	○		静岡県弁護士会 ……19			
ファミリー・サポート・センター…6	○	○		ハローワーク ……19			
トワイライト事業 ……6	○	○		年金事務所 ……20			
ショートステイ事業 ……6	○	○		市役所 ……21			
保育所・認定こども園 ……6	○	○		町役場 ……22			
児童館・児童センター ……6	○	○		市町社会福祉協議会 ……23			
放課後児童クラブ ……6	○	○					
地域子育て支援センター ……6	○	○					
子ども・家庭 110 番 ……7	○	○	○				
ハロー電話“ともしび” ……7	○	○	○				

相 談

① 各種窓口・制度

名称	内容	問合せ先・窓口☎
総合相談 静岡県母子家庭等 就業・自立支援セ ンター詳細はP16	生活相談の他、就業相談（無料職業紹介）、資格取得のための講座、就業支援セミナー、養育費セミナー、県内を巡回しての相談会、養育費相談（無料法律相談）を行っています。	公益社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会 054-254-1191
総合相談 静岡県健康福祉セ ンター、市町	母子家庭等及び寡婦が抱えている様々な悩みごとの相談相手となるため、各機関の母子父子自立支援員や家族相談員などが相談に応じます。	市福祉事務所 P21 町福祉担当課 P22 県健康福祉センター P17
民生委員・児童委員 主任児童委員 母子父子福祉協力員	地域で身近な相談相手となってくれる民間の方々です。母子自立支援員や福祉事務所、児童相談所と協力し相談に応じます。	市町福祉担当課 P21, 22
家事手続案内	家庭内や親族間における問題を解決するために、家庭裁判所の手続を利用できるかどうか、利用できる場合にはどのような申立てをすればよいかなどについて説明、案内します。	静岡家庭裁判所 P18
税務相談	国の税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいときなどに電話相談センターの相談官が気軽に相談に応じます。	各税務署の代表電話にかけると自動音声案内が流れるので、「1」を選択
女性のための相談 男性のための相談	生き方のこと、仕事のこと、家族のことなど様々な悩みについて、静岡県男女共同参画センター“あざれあ”にて電話と面接による相談に応じます（男性は電話のみ）。 （電話はすべて“あざれあ”に転送されます。） 詳しくは HP “あざれあナビ” で検索 http://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/	（女性） 賀茂：0558-23-7879 東部：055-925-7879 中部：054-272-7879 西部：053-456-7879 （男性） 054-272-7880
法律相談	民事問題、法律問題など複雑な問題を円滑に解決していくために、県内の各県民生活センター等において、弁護士及び司法書士による特別法律相談を行っています。	県民生活センター 賀茂広域消費生活センター P22 （電話による予約制）
	静岡県弁護士会では、常設の法律相談（有料：30分以内 5,400円）を行っています。（事前予約制） 県弁護士会 月～金 10時～12時、13時～16時 沼津支部 月～金 13時～15時30分 浜松支部 月～金 9時45分～12時 月・水・金 13時～17時	静岡県弁護士会： 054-252-0008 沼津支部： 055-931-1848 浜松支部： 053-455-3009
	静岡県司法書士会では、常設の無料法律相談を行っています。 電話相談：月～金 14時～17時（予約不要） 面接相談：中部会場：月～金 14時～17時 東部会場：毎週火 同上 西部会場：毎週木 同上 （面接相談は事前予約制 予約受付 月～金 9時～17時）	静岡県司法書士会 電話相談番号 054-289-3704 面接相談予約問合せ番号 054-289-3700
思春期健康相談	専門の助産師・保健師や同世代のピアカウンセラーが、思春期の性や健康に関する相談に応じています。 相談日：水曜日 13時～17時／土・日曜日 10時～17時	思春期健康相談室 055-952-7530

経済的支援

①各種窓口・制度

名称	内容	問合せ先・窓口																
遺族基礎年金	<p>国民年金や厚生年金保険に加入していた配偶者が亡くなった時、その配偶者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。</p> <p>「子のある配偶者」が受け取る遺族基礎年金(H30年度単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子の人数</th> <th>基本額</th> <th>加算額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が1人</td> <td>779,300</td> <td>224,300</td> <td>1,003,600</td> </tr> <tr> <td>子が2人</td> <td>779,300</td> <td>448,600</td> <td>1,227,900</td> </tr> <tr> <td>子が3人</td> <td>779,300</td> <td>523,400</td> <td>1,302,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3人目以降は、74,800円ずつ加算されます。 ※「子」18歳（障害のある子は20歳）到達年度の末日まで</p>	子の人数	基本額	加算額	合計	子が1人	779,300	224,300	1,003,600	子が2人	779,300	448,600	1,227,900	子が3人	779,300	523,400	1,302,700	年金事務所・年金相談センター P20
子の人数	基本額	加算額	合計															
子が1人	779,300	224,300	1,003,600															
子が2人	779,300	448,600	1,227,900															
子が3人	779,300	523,400	1,302,700															
遺族厚生年金	<p>厚生年金保険に加入していた配偶者が亡くなったとき、「子のある配偶者」または「子」に対して遺族基礎年金に上乗せして支給されます。</p>																	
離婚時の厚生年金の分割制度	<p>（合意分割） 離婚した当事者の話し合いによる合意や、裁判等により、婚姻期間中の厚生年金の分割割合を定めた時に請求できます。</p> <p>（3号分割） 平成20年4月1日以降の国民年金第3号被保険者期間中の厚生年金のみを分割する場合、相手方の同意を得なくても請求できます。 ※合意分割、3号分割とも、原則として離婚をした日の翌日から2年を経過すると請求できなくなります。</p>																	
児童扶養手当 詳細は P10、11	<p>原則18歳未満の子どもがいるひとり親家庭に支給される手当です。（所得制限あり）</p>																	
児童手当	<p>◆対象 中学卒業まで（15歳に達した最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。</p> <p>◆手当額（所得制限があります）</p> <table> <tr> <td>3歳未満</td> <td>月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前</td> <td>月額 10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（第3子以降は 15,000円）</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>月額 10,000円</td> </tr> <tr> <td>所得制限限度額以上の世帯</td> <td>月額 5,000円</td> </tr> </table> <p>◆支払月 6月、10月、2月</p>	3歳未満	月額 15,000円	3歳以上小学校修了前	月額 10,000円	（第3子以降は 15,000円）		中学生	月額 10,000円	所得制限限度額以上の世帯	月額 5,000円	市町福祉担当課 P21, 22						
3歳未満	月額 15,000円																	
3歳以上小学校修了前	月額 10,000円																	
（第3子以降は 15,000円）																		
中学生	月額 10,000円																	
所得制限限度額以上の世帯	月額 5,000円																	
母子父子寡婦福祉資金 詳細は P12、13	<p>母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等を対象に修学資金等を貸し付ける制度です。 ※貸付にあたっては事前に審査があります。</p> <p>◆対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子及びその扶養する20歳未満の児童 ・ 20歳未満の父母のいない児童 ・ 20歳以上の子を扶養する配偶者のない女子及びその扶養する20歳以上の子 ・ 子を扶養していない配偶者のない40歳以上の女子で前年の所得が203万6千円以下の方 ・ 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子及びその扶養する20歳未満の児童 	市福祉事務所 P21 町福祉担当課 P22 県健康福祉センター P17																

経済的支援

①各種窓口・制度

名称	内容	問合せ先・窓口☎
交通遺児への支援制度	<p>◎育成資金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆貸付対象者 父・母が自動車事故により死亡または重度の後遺障害を負った、0歳～中学校卒業までのお子様 ◆貸付申込者 貸付対象者を扶養している保護者で所得税非課税世帯等 ◆貸付金額 はじめに一時金 15万5千円 貸付期間中は月2万円又は1万円 希望により小・中学校入学時に入学支度金4万4千円 ◆貸付金利 無利子 ◆貸付期間 貸付決定月から中学校卒業の月まで ◆返還方法 20年以内の均等分割返済 ◆返還時期 中学校卒業後1年据え置き後、返還開始 ただし、高校・大学等への進学者は、高校・大学等卒業後、6か月据え置き後、返還開始。 <p>◎交通遺児育成基金事業（年金方式で給付金を支給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆支給対象者 市県民税非課税世帯の0歳から中学卒業までの交通遺児等 ◆その他の支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 越年資金：毎年暮れ 1人2万5千円支給 入学支度金：小中学校入学時 1人5万円支給 進学等支援金：中学校卒業時 1人5万円支給 <p>※この支給は「公益財団法人交通遺児等育成基金」の制度。</p>	<p>独立行政法人 自動車事故対策機構 静岡支所 054-687-3421 静岡市葵区日出町1-2 TOKAI 日出町ビル 1F</p>
母子家庭等医療費助成	<p>医療機関で受診した費用のうち、社会保険各法に規定する保険給付の対象となる医療費の自己負担分（入院時食事標準負担額分を除く）を助成する制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆対象者 所得税非課税世帯であって、 <ul style="list-style-type: none"> ●20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と児童並びに父子家庭の父と児童 ●両親のない20歳未満の児童 	<p>市福祉事務所P21 町福祉担当課P22</p>
子どもに対する医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆こども医療費助成 お子さんが医療機関で受診した費用のうち、社会保険各法に規定する保険給付の対象となる医療費の自己負担分を助成する制度です。内容は各市町で異なります。 ◆身体に障害のある児童に対しては 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害や内部障害等で外科的な治療を行ったときは、公費の補助が受けられます。 ◆未熟児に対しては 出生児の体重が2,000g以下、又はからだの発育が未熟なまま生まれた乳児（1歳未満の児）で、入院治療が必要な場合は公費の補助が受けられます。 	<p>保健所(P17)または 市町保健担当課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ◆小児慢性特定疾病にかかった児童は <ul style="list-style-type: none"> ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患、⑮骨系統疾患、⑯脈管系疾患にかかり、病状が一定基準を満たす場合に、公費の補助が受けられます。 	<p>保健所(P17)</p>

経済的支援

①各種窓口・制度

名称	内容	問合せ先・窓口☎																			
生活福祉資金 詳細はP14、15	所得の低い世帯や障害者、介護が必要な高齢者がいる世帯を対象に福祉資金等を貸し付ける制度です。	各市町社会福祉協議会 P23																			
生活保護	本人の申請に基づき、国が定める最低生活費に収入が不足している生活困窮者に対し、必要な保護費が毎月支給されます。	県健康福祉センター P17(賀茂・東部・中部) 市福祉事務所 P21 町福祉担当課 P22																			
税の軽減	<p>母子世帯、父子世帯及び寡婦の方で、適用条件を満たす方は所得税、住民税の軽減措置が受けられます。 市町税務担当課あてにお問い合わせください。</p> <p>●控除適用要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>離婚&死別</th> <th>親族要件</th> <th>所得要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">寡婦控除</td> <td>死別・離婚 どちらでもOK</td> <td>※扶養親族または生計を同一にする子がいる</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>死別のみ</td> <td>—</td> <td>500万円以下</td> </tr> <tr> <td>特定寡婦控除</td> <td>死別・離婚 どちらでもOK</td> <td>扶養親族である子のみ</td> <td>500万円以下</td> </tr> <tr> <td>寡夫控除</td> <td>同上</td> <td>生計を同一にする子がいる</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生計を同一にする子は、総所得が38万円以下の者に限る。また、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている者を除く。</p> <p>◆寡婦控除 表中のいずれかの要件を満たすと、次の金額を所得から控除できます。 〈所得税27万円 住民税26万円〉</p> <p>◆特定寡婦控除 表中の3つの条件を満たすと、次の金額を所得から控除できます。 〈所得税35万円 住民税30万円〉</p> <p>◆寡夫控除 表中の3つの条件を満たすと、次の金額を所得から控除できます。 〈所得税27万円 住民税26万円〉</p> <p>◆住民税の非課税 前年の所得が125万円以下の寡婦(夫)の方で、生活保護を受けている方などは、住民税が非課税になります。</p>		離婚&死別	親族要件	所得要件	寡婦控除	死別・離婚 どちらでもOK	※扶養親族または生計を同一にする子がいる	—	死別のみ	—	500万円以下	特定寡婦控除	死別・離婚 どちらでもOK	扶養親族である子のみ	500万円以下	寡夫控除	同上	生計を同一にする子がいる	同上	
	離婚&死別	親族要件	所得要件																		
寡婦控除	死別・離婚 どちらでもOK	※扶養親族または生計を同一にする子がいる	—																		
	死別のみ	—	500万円以下																		
特定寡婦控除	死別・離婚 どちらでもOK	扶養親族である子のみ	500万円以下																		
寡夫控除	同上	生計を同一にする子がいる	同上																		
ひとり親家庭 就学支援事業	児童扶養手当を受給するひとり親家庭の児童が小学校に入学する際に、ランドセル等の購入費用の一部を助成する県の制度です。	市町福祉担当課 P21, 22																			

生活支援

①各種窓口・制度

名称		内容	問合せ先・窓口☎
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業		児童扶養手当を受給するひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを利用する際に、利用料の軽減措置を行う市町に対して助成する県の制度です。	市福祉事務所 P21 町福祉担当課 P22
日常生活支援事業		母子家庭や父子家庭、寡婦の方等が自立促進に必要な事由（技能習得や通学、就職活動等）や社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張及び学校等の公的行事への参加等）により、 一時的に介護・保育等が必要 なとき、またはひとり親家庭になって間もない家庭や未就学児のいるひとり親家庭に、 育児や食事の世話などをお手伝いする家庭生活支援員を派遣 します（所得に応じた費用負担あり）。	〈市にお住まいの方〉 市福祉事務所 P21 〈町にお住まいの方〉 県母子寡婦福祉連合会又は町福祉担当課 P22
生活向上事業		ひとり親家庭の児童（原則小学生以上）が気軽に相談できる大学生等の児童訪問援助員（ホームフレンド）及び学習支援ボランティアを派遣し、学習指導や簡単な家事指導を行います。また、こどもの基本的な生活習慣の習得を支援するため、学習支援、学童保育終了後の居場所の提供、調理実習や食事の提供を行います。	県子ども家庭課 054-221-3309
住 ま い	母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上の問題により子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所する社会福祉施設です。	県健康福祉センター P17 市福祉事務所 P21 町福祉担当課 P22
	公営住宅	住宅に困窮する所得の低い方に、安い家賃で貸与する住宅です。県営住宅では、子育て世帯（小学生以下のお子さんのいる世帯、新婚世帯）、母子・父子世帯、多子世帯向けの優先入居の制度もあります。	県住宅供給公社 東部：055-920-2271 中部：054-255-4824 西部：053-455-0025 各市町の公営住宅担当課
子 ど も	児童相談所	子どもの養育やしつけ、非行、不登校、障害など、子どもについての悩み事の相談に応じています。 また、虐待についての通報や相談も受け付けています。 児童相談所には、相談員のほか児童福祉司、児童心理司などの専門職員がおり、施設や里親の利用、子どもを短期間保護することも行っています。	県児童相談所 P17 静岡市児童相談所 浜松市児童相談所
	家庭児童相談室	各市の福祉事務所に設置され、家庭問題や子どもの問題について相談に応じます。	市福祉事務所 P21

生活支援

①各種窓口・制度

名称		内容	問合せ先・窓口☎									
子 ど も	児童家庭支援センター	<p>子育てに対する不安や心配事のほか、お子さん自身が抱える悩みなどについて、相談員やセラピストが相談に応じます。24時間365日受け付けています。</p> <table border="1"> <tr> <td>静岡恵明学園児童家庭支援センター「スマイル」</td> <td>三島市笹原新田 70-2</td> <td>055-983-0555</td> </tr> <tr> <td>誠信会児童家庭支援センター「パラソル」</td> <td>富士市一色 168-1</td> <td>0545-32-8125</td> </tr> <tr> <td>児童家庭支援センター「はるかぜ」</td> <td>焼津市田尻 58</td> <td>054-656-3456</td> </tr> </table>	静岡恵明学園児童家庭支援センター「スマイル」	三島市笹原新田 70-2	055-983-0555	誠信会児童家庭支援センター「パラソル」	富士市一色 168-1	0545-32-8125	児童家庭支援センター「はるかぜ」	焼津市田尻 58	054-656-3456	
	静岡恵明学園児童家庭支援センター「スマイル」	三島市笹原新田 70-2	055-983-0555									
	誠信会児童家庭支援センター「パラソル」	富士市一色 168-1	0545-32-8125									
	児童家庭支援センター「はるかぜ」	焼津市田尻 58	054-656-3456									
	ファミリー・サポート・センター	地域において、子育ての援助を行いたい人と、援助を受けたい人が会員となって、子どもの預かりや保育施設への送迎等、育児に関する相互援助活動を行っています。	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市(菊川市と合同)、藤枝市、御殿場市(小山町と合同)、袋井市(森町と合同) 下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、函南町、清水町、長泉町、吉田町の児童福祉担当課 P21、22									
	トワイライト事業	保護者が、仕事や通院のため、いつも帰宅が夜の8時・9時になってしまう家庭の子どもを保護者が帰宅するまで児童養護施設や母子生活支援施設等で預かります。	市福祉事務所 P21 町福祉担当課 P22									
	ショートステイ事業	保護者が、病気、出産、冠婚葬祭、出張などで、一時的に子どもを養育できないときや、母子が緊急一時的に保護を必要とするときに、児童養護施設や母子生活支援施設等で一時的に生活します。										
	保育所認定こども園	保護者が就労、病気などで保育が必要な場合に利用できます。母子・父子世帯は所得の状況に応じて保育料が減免される場合もあります。	各市町									
児童館・児童センター	子どもたちに仲間との遊びの場を提供してくれる施設です。専任の指導員が行事を企画してくれます。											
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を預かり、放課後の遊びや生活の場を提供しています。											
地域子育て支援センター	乳幼児のいる子育て中の親子を対象に、 <ul style="list-style-type: none"> ・親子の交流促進 ・子育て相談の実施 ・子育て支援情報の提供 などを行っています。 											

生活支援

①各種窓口・制度

名称		内容	問合せ先・窓口☎
子 ど も	子ども・ 家庭110番	児童相談所において、子育てにおける小さな悩みでも気軽に相談できるよう電話相談を開設しています。 受付時間 月～金 9～20時 土・日 9～17時 祝日・年末年始は休み	賀茂：0558-23-4152 東部・富士： 055-924-4152 中部：054-273-4152 西部：053-458-4152
	ハロー電話 “ともしび”	青少年からの悩み相談、保護者からの教育相談（学業・進路、しつけ等）を受け付けています。匿名で相談することができます。 受付時間 平日 9時～17時 年末年始は休み	沼津：055-931-8686 静岡：054-289-8686 掛川：0537-24-8686 浜松：053-471-8686
	県総合教育センターの教育相談	不登校、非行などの子どもの問題、発達障がいに関すること等について、予約による面接相談に応じています。 沼津会場（金） 掛川会場（月～金）	0537-24-9738 受付時間 平日 9時～17時 土日祝日・年末年始は休み
	県警ふれあい相談室	事件・事故や犯罪被害に関する相談、要望、意見をお気軽にお寄せください。	054-254-9110 #9110 （プッシュ回線のみ。IP電話・ひかり電話は一部不可。24時間受付）
	高等学校等の修学支援	高等学校等に在学する子どもの修学のために、世帯の収入等が一定基準を満たす方を対象に支援を行います。 ● 返済の必要がない奨学給付金を支給します ● 教育奨学金の貸付を行います ● 授業料に充てるための就学支援金を支給します。	在籍している学校
	義務教育就学援助	経済的理由によって小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、次のような費用援助を行います。 ● 学用品、通学用品 ● 校外活動費 ● 修学旅行費 ● 新入学児童生徒学用品 ● 通学費 ● 医療費 ● 学校給食費	市町教育委員会
	子育て支援 情報提供サービス	ふじさんっこ☆子育てナビ 子育てをサポートする便利な情報はもちろん、県内のいろいろなサービス主体のホームページとつながっています。子どもを預ける・相談する・仲間をつくる・遊ぶ・学ぶ・・・困ったときの相談窓口やもしもの時の医療情報も見つかります。 ホームページ http://www.fujisancco.pref.shizuoka.jp/	静岡県
	静岡子ども救急電話相談 受診した方が良いのか、様子をみても大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話でアドバイスします。	054-247-9910 #8000（プッシュ回線） 受付時間 平日 18時～翌朝8時 土 13時～翌朝8時 日・祝 8時～翌朝8時	

就労支援

①各種窓口・制度

名称	内容	問合せ先・窓口☎
静岡県母子家庭等就業・自立支援センター詳細はP16	ハローワークと同様に、ひとり親の就業希望者への無料職業紹介、就職先開拓事業、就職支援講習会、また就業支援セミナー等を行っています。	公益社団法人 静岡県母子寡婦福祉 連合会 054-254-1191
ハローワーク (公共職業安定所) ハローワーク プラザ	求職者の希望や能力と適性に合った求人情報を提供し、職業紹介、職業相談を無料で行っています。 また、就職後に職場に適應できるよう、助言、援助を行っています。必要な場合は公共職業訓練のあっせんも行います。	静岡県労働局 または ハローワークP19
マザーズ ハローワーク マザーズコーナー	子育てをしながら就職を希望している方に対して、予約による担当者制の職業相談、保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行います。「キッズコーナー」の設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備しています。	
特定求職者雇用 開発助成金 (特定就職困難者 コース)	母子家庭の母又は父子家庭の父が、離職後ハローワークまたは母子家庭等就業・自立支援センター等の紹介で継続して雇用することが確実な常用雇用者として就職した場合、就職先の事業主に対して国が賃金の一部を助成する制度です。 その他、トライアル雇用事業などの事業主に対する国の助成制度があります。 ※父子家庭は児童扶養手当を受給している方が対象です。	
しずおかジョブ ステーション	就職相談、キャリアカウンセリング、各種アドバイスや女性向けセミナー、女性のお仕事応援フェアなど様々なイベントを行っています。 ホームページ： http://jobsta.pref.shizuoka.jp/	東部：055 - 951 - 8229 中部：054 - 284 - 0027 西部：053 - 454 - 2523
母子家庭等自立支 援給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当支給水準の所得者が就職に役立つ技能や資格の取得のために各種講座を受講した場合や、各種養成機関で修業した場合に給付金を支給する制度です。 ① 自立支援教育訓練給付金 ◆対象講座 厚生労働省ホームページ 「 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062986.html 」の「雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座」で確認できます。 ◆支給額 受講料の6割(上限20万円下限1万2千円) (雇用保険受給者は2割(上限10万円)ハローワークで支給) ② 高等職業訓練促進給付金 就職に有利な資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合に支給します。 ◆対象資格 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等 ◆支給期間 修業期間の全期間(上限3年) ◆支給額 市町村民税非課税世帯 月額100,000円 市町村民税課税世帯 月額70,500円 ※上記のほか、養成機関で修業を修了した場合、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。 市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税課税世帯 25,000円	県健康福祉センター (賀茂・東部・中部・ 西部) P17 市福祉事務所 P21

就労支援

①各種窓口・制度

名称	内容	問合せ先・窓口☎										
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成	高等職業訓練促進給付金（P8）を活用して養成機関に在学し、看護師等の就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に、入学準備金（50万円以内）や就職準備金（20万円以内）の貸付を行います。 また、貸付を受けた者が養成機関を卒業後、資格取得から1年以内に資格を生かして就職し、5年間その職に従事した場合には返還が免除されます。	〔問合先〕 P8 母子家庭等自立支援給付金と同じ 〔申請窓口〕 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 P22										
ひとり親家庭再チャレンジ高卒認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していない（中退を含みます。）ひとり親家庭の親又は子が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の一部を支給します。（支給上限は15万円）	県健康福祉センターP17 市福祉事務所 P21										
母子・父子自立支援プログラム	福祉事務所等に配置された母子・父子自立支援プログラム策定員が、勤労意欲のある母子家庭の母等に対して、個別に面接・相談等を実施し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定するとともに、ハローワーク等と連携しながら、プログラムの実行を支援します。	県健康福祉センター 市福祉事務所 町福祉担当課 （実施していない自治体もあります）										
職業能力開発施設	<p>県立技術専門校（P20）では、求職者の方にさまざまな職業訓練を行っています。訓練期間は2か月から10か月で、受講料は無料。ただし、教材費等が必要です。</p> <p>◆訓練中の支援 一部のコースを除き、雇用保険基本手当等受給資格者または母子家庭の母等には、条件が合えば訓練終了まで雇用保険基本手当又は職業訓練手当等が支給されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>訓練科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立沼津技術専門校 （沼津テクノカレッジ）</td> <td>PCビジネス科、医療・調剤事務科、介護職員初任者科、溶接科、機械科、住宅リフォーム科、電気工事科等</td> </tr> <tr> <td>県立清水技術専門校 （清水テクノカレッジ）</td> <td>オフィスPC科、パソコン経理事務科、医療・調剤事務科、介護職員初任者科等</td> </tr> <tr> <td>県立浜松技術専門校 （浜松テクノカレッジ）</td> <td>オフィスPC科、簿記科、医療・調剤事務科、介護職員初任者科、溶接加工科、機械加工科、電気工事科、住環境設備科、住まいづくり科、造園科等</td> </tr> <tr> <td>静岡職業能力開発促進センター （ポリテクセンター静岡）</td> <td>CAD・NC加工科、機械設計製図科、ものづくり機械加工科、ものづくり溶接科、電気設備技術科、スマートハウスサポート科、ファクトリーオートメーション技術科、ビル設備サービス科、リノベーションデザイン科、住環境コーディネーター科等</td> </tr> </tbody> </table>	名称	訓練科目	県立沼津技術専門校 （沼津テクノカレッジ）	PCビジネス科、医療・調剤事務科、介護職員初任者科、溶接科、機械科、住宅リフォーム科、電気工事科等	県立清水技術専門校 （清水テクノカレッジ）	オフィスPC科、パソコン経理事務科、医療・調剤事務科、介護職員初任者科等	県立浜松技術専門校 （浜松テクノカレッジ）	オフィスPC科、簿記科、医療・調剤事務科、介護職員初任者科、溶接加工科、機械加工科、電気工事科、住環境設備科、住まいづくり科、造園科等	静岡職業能力開発促進センター （ポリテクセンター静岡）	CAD・NC加工科、機械設計製図科、ものづくり機械加工科、ものづくり溶接科、電気設備技術科、スマートハウスサポート科、ファクトリーオートメーション技術科、ビル設備サービス科、リノベーションデザイン科、住環境コーディネーター科等	
名称	訓練科目											
県立沼津技術専門校 （沼津テクノカレッジ）	PCビジネス科、医療・調剤事務科、介護職員初任者科、溶接科、機械科、住宅リフォーム科、電気工事科等											
県立清水技術専門校 （清水テクノカレッジ）	オフィスPC科、パソコン経理事務科、医療・調剤事務科、介護職員初任者科等											
県立浜松技術専門校 （浜松テクノカレッジ）	オフィスPC科、簿記科、医療・調剤事務科、介護職員初任者科、溶接加工科、機械加工科、電気工事科、住環境設備科、住まいづくり科、造園科等											
静岡職業能力開発促進センター （ポリテクセンター静岡）	CAD・NC加工科、機械設計製図科、ものづくり機械加工科、ものづくり溶接科、電気設備技術科、スマートハウスサポート科、ファクトリーオートメーション技術科、ビル設備サービス科、リノベーションデザイン科、住環境コーディネーター科等											
JR通勤定期の割引	<p>児童扶養手当や生活保護を受けている世帯の方が、JR各社を利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。</p> <p>◆購入手続 児童扶養手当証書、印鑑、本人の写真（上半身4×3cm）を持参し、市町福祉担当窓口で「資格証明書」と「購入証明書」の発行を受けてから、購入する駅に提出します。 「資格証明書」は1年間有効で、定期券と共に携帯することになっています。</p>	市福祉事務所 P21 町福祉担当課 P22										
公共施設内への売店の設置	母子家庭の母や寡婦又は母子・父子福祉団体が、公共施設内に売店などを設置する場合、可能な限り優遇されます。	公共施設を設置・管理する国や地方公共団体										
たばこの小売店の許可	母子家庭の母や寡婦が製造たばこ小売販売業の許可を受けたい場合は、許可基準緩和の特例が受けられます。 〔申請窓口〕日本たばこ産業(株)静岡支店営業部 054-249-3838	〔問合先〕 東海財務局理財部理財課 052-951-2546										

② 児童扶養手当制度

18歳に達した最初の3月31日までの子どもがいるひとり親家庭に支給される手当です。
(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)

①支給要件 次のいずれかの状態にある児童を監護している父、母または養育者に支給されます。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が重度の障害を有する児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母がDV保護命令を受けた児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

★ただし、次のいずれかに該当するときには支給されません。

- 父または母が婚姻したとき（事実上の婚姻関係になったときを含む）
- 児童が里親に委託されたり、児童養護施設等に入所したりしているとき
- 父、母、養育者または児童が国内に住所を有しないとき
- 母子家庭の場合、児童が父と生計を同じくしているとき、あるいは母の配偶者に養育されているとき（重度の障害を有する父を除く）
- 父子家庭の場合、児童が母と生計を同じくしているとき、あるいは父の配偶者に養育されているとき（重度の障害を有する母を除く）

②手当額（平成30年度4月現在）

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人	42,500円	42,490円～10,030円
2人	52,540円	52,520円～15,050円
3人	58,560円	58,530円～18,060円

注1) 一部支給は所得により10円単位で減額されます。

注2) 所得により手当が停止されることがあります。

注3) 3人目以降の加算額は最大6,020円となります。

※平成30年8月より、本人全部支給所得限度額が300,000円増となります。

③所得限度額（平成30年4月現在）

給与所得控除後の額 前年の所得が下記の額以上の方は、手当の一部または全部が支給停止になります。所得額の計算には一定の控除がありますので、市町窓口にお問い合わせください。

税法上の扶養親族等の数	本人全部支給所得限度額	本人一部支給所得限度額	孤児等の養育者配偶者・扶養義務者所得限度額
0	190,000円 ※490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	570,000円 ※870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	950,000円 ※1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,330,000円 ※1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円

※本人全部支給所得限度額は、平成30年8月より300,000円増となります。

④申請手続きについて

申請者本人が、認定請求書に必要な書類を添えてお住まいの市町の窓口で申請してください。

審査の結果、認定されれば申請の翌月分からは支給されます。(4、8、12月に前月分までがまとめて支給されます。また、支払い月は来年度より変更となる予定です。)

添付書類については、支給要件により異なりますので、詳しくは市町の窓口にお問い合わせください。

⑤手当の支給開始から5年等を経過した場合の一部支給停止について

母または父に対する手当は、支給開始から5年(認定請求した日に満3歳未満の児童を監護している受給資格者については、児童が3歳になった月から5年)または支給要件に該当した月から7年を経過したときのいずれか早い月から、手当の一部が支給停止されることとなっています。

ただし、就労している方、求職活動中(平成29年6月から、求職活動支援機関等での証明が2回以上必要となりました)の方、自立に向けた職業訓練中の方、あるいは障害や疾病などにより就労できない正当な理由がある方などは、証明する書類を添えて「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出することにより、次の現況届時まで従来どおり支給を受けることができます。

⑥手当を受けている方の届出

支給中は次のような届出が必要です。届出が遅れたり、提出しなかったりすると、支給が遅れたり、受けられなくなったり、返還していただくこととなりますので、必ず本人が提出してください。

現況届	受給資格者全員が、毎年8月1日から8月31日までの間に必要な書類とともに提出します。この届を提出しないと、その年の8月分以降の手当の支給を受けることができなくなります。また、2年間現況届を提出しないしていると、時効により受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
資格喪失届	婚姻、事実婚等により受給資格がなくなったとき
一部支給停止適用除外事由届出書	支給開始から5年または資格要件に該当した月から7年を経過するとき以降の現況届時に関係書類とともに提出します。
公的年金給付等受給状況届	障害年金等の公的年金給付の受給ができるようになったとき
その他の届出	住所、氏名、銀行口座を変更したとき、受給者が死亡したとき、所得制限限度額以上の扶養義務者と生計同一になったとき、または別居したときなど

⑦その他の注意

- 支給要件の★ただし書きの条件に該当したときは、受給資格がなくなります。
- 事実婚が疑われる場合、支給要件該当の有無を調査するため、やむを得ずプライバシーに立ち入った調査や質問をさせていただく場合があります。
- 児童扶養手当法第35条により、偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されます。

⑧公的年金との差額支給について

これまで公的年金受給者については、児童扶養手当の支給対象外でしたが、法律が改正され、児童扶養手当よりも低額の年金(老齢基礎年金等)を受給しており、かつ、18歳未満の児童を監護している者は、児童扶養手当の認定請求を行い、受給資格が認定されれば、平成26年12月1日から、年金額との差額を受給できることになりました。

③ 母子福祉資金・父子福祉資金

※平成 26 年 10 月 1 日から父子家庭も貸付対象となっています。

資金の種類	資金の内容	貸付金額の限度
修学資金	扶養している子が高校、大学、 大学院 、短大、高等専門学校または専修高校に修学するのに必要な経費	学年別、公・私立別、通学条件によって異なります。 高校、専修学校（高等課程） 月額 27,000 円～52,500 円 高等専門学校、短大、大学、専修学校（専門課程） 月額 31,500 円～96,000 円 大学院 月額 132,000 円～183,000 円 専修学校（一般課程） 月額 48,000 円
就学支度資金	扶養している子が小・中・高等学校、高等専門学校、修業施設ならびに短大、大学、 大学院 へ入学、入所する際に必要な経費	小学校 40,600 円 中学校 47,400 円 高校以上は、校種別、公私立別、通学条件により異なります。 90,000 円～590,000 円
技能習得資金	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 68,000 円 特別（自動車免許取得）の場合 1 回につき 460,000 円 特別（その他）の場合 816,000 円
修業資金	扶養している子が事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 68,000 円 特別（自動車免許取得）の場合 1 回につき 460,000 円
就職支度資金	就職に際し必要な経費	1 回につき 100,000 円 通勤用自動車購入の場合 1 回につき 330,000 円
医療介護資金	医療や介護（当該医療や介護を受ける期間が 1 年以内の場合に限る）を受けるのに必要な経費	医療の場合 340,000 円 （特別の場合 480,000 円） 介護の場合 500,000 円
生活資金	次の期間における生活に必要な経費 ・知識技能習得期間 5 年以内 ・医療・介護を受けている 1 年間 ・配偶者のない女子になって 7 年未満 ・失業の翌日から 1 年未満	知識・技能習得期間 月額 141,000 円 医療・介護を受けている期間 } 月額 103,000 円 失業貸付期間 } 生活安定貸付期間 } 養育費取得のための裁判費用 一括 1,236,000 円
住宅資金	住宅の新築・購入・補修・増改築をするのに必要な経費	1 回につき 1,500,000 円 特別の場合 2,000,000 円
転宅資金	自宅を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な経費	1 回につき 260,000 円
事業開始資金	事業を開始するのに必要な経費	個人 2,850,000 円 団体 4,290,000 円
事業継続資金	事業を継続するのに必要な経費	1 回につき 1,430,000 円
結婚資金	扶養している子（孫等を含む）の婚姻に際し必要な経費	婚姻する子 1 人につき 300,000 円

・寡婦福祉資金貸付額一覧表

(事前審査あり)

据置期間	償還期間	利率	違約金
修学を終了後6か月を経過するまで	据置期間経過後20年以内 (専修学校「一般課程」5年以内)	無利子	延滞元利金額につき五・〇パーセント
修学を終了後6か月を経過するまで 又は修業を終了後6か月を経過するまで	据置期間経過後20年以内(修学) 据置期間経過後5年以内(専修学校 「一般課程」及び修業施設)	無利子	
技能知識を習得する期間が満了後1年 を経過するまで	据置期間経過後20年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%	
技能知識を習得する期間が満了後1年 を経過するまで	据置期間経過後6年以内	無利子	
貸付けの日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子 ※1	
医療や介護を受ける期間が満了後 6か月を経過するまで	据置期間経過後5年以内	連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%	
技能知識を習得する期間が満了後 6か月を経過するまで	据置期間経過後20年以内		
医療又は介護を受ける期間若しくは失業貸付 期間が満了後6か月を経過するまで	据置期間経過後5年以内		
生活安定期間が満了後6か月を経過する まで	据置期間経過後8年以内		
貸付後6か月を経過するまで	据置期間経過後8年以内		
貸付けの日から6か月	据置期間経過後6年以内		
貸付けの日から6か月	据置期間経過後3年以内		
貸付けの日から1年間	据置期間経過後7年以内		
貸付けの日から6か月	据置期間経過後7年以内		
貸付けの日から6か月	据置期間経過後5年以内		

※ 1 配偶者のない女子又は男子の扶養する児童にかかるものに限る。それ以外の場合は、連帯保証人 有…無利子 無…年1.0%

(参考) 生活福祉資金

(窓口)市町社会福祉協議会 P23

資金の種類		貸付対象	貸付の内容
総合 支援 資金	生活支援費	生計中心者の失業などによって生計維持が困難となった世帯で、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付けることにより自立が見込まれる世帯であって、次のすべての要件に当てはまる世帯	生活再建するまでの間に必要な生活費用 ※毎月の生活費、家賃（住居確保給付金受給期間中は除く）
	住宅入居費	ア 生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けている、または受けることに同意していること イ 低所得者世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮していること	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用（以下、例） ○敷金・礼金等、入居の際の初期費用（賃料、共益費、管理費）、不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料
	一時生活 再建費	ウ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等、他の公的給付や公的貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと エ 現に住宅を有している、または住居確保給付金の申請を行い住居の確保が確実に見込まれること オ 本貸付及び関係機関の支援を受けることにより、自立した生活を営めることが見込まれること	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用（以下、例） ○新たな就業のための支度費、技能取得費等（就職先が内定している場合に限る） ○高家賃のため、転居する場合の転居費用、家具什器費等（住居確保給付金が決定しているとき） ○公共料金等滞納分の支払に必要な経費
福祉 資金	福祉費	低所得世帯、障害者世帯又は介護を必要とする高齢者世帯	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用 (1) 生業を営むための必要な経費 (2) 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 (3) 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 (4) 福祉用具等の購入に必要な経費 (5) 障害者用自動車の購入に必要な経費 (6) 中国残留邦人等にかかる国民健康保険料の追納に必要な経費 (7) 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 (8) 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 (9) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 (10) 冠婚葬祭に必要な経費 (11) 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 (12) 就職、技能習得等の支度に必要な経費 (13) その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口 資金		次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ア 医療費を支払ったことにより臨時の生活費が必要なとき イ 被災、解雇等により生活費が必要なとき ウ 公共料金の滞納で、日常生活に支障が出るとき エ 法に基づく支援や実施機関及び関係機関から継続的な支援を受けるため経費が必要なとき オ その他これらと同様のやむを得ない事由によるとき
教育 支援 資金	教育支援費	低所得世帯	高等学校、大学又は高等専門学校への就学に際し必要な経費（授業料・施設設備費等）
	就学支度費		高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費（入学金・制服代等）
不動産 担保 型 生活 資金	不動産担保 型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯であって、次のいずれにも該当する世帯（略）	当該不動産を担保とした生活費
	要保護世帯向け 不動産担保 型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯であって、次のいずれにも該当する世帯（略）	当該不動産を担保とした生活費

臨時特例つなぎ資金貸付制度

資金の種類	貸付対象	貸付の内容
臨時特例つなぎ 資金	住居のない離職者であって、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者 (1) 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮している者 (2) 借入申込者の名義の金融機関の口座を有している者	公的給付金又は公的貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費 (例) ○公的給付…失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護等 ○公的貸付…生活福祉資金（総合支援資金）等

貸付限度額	据置期間・償還期限	連帯保証人	貸付利率	他施策との関係
二人以上世帯…月額 20 万円以内 単身世帯…月額 15 万円以内 ※貸付期間（貸付金を交付する期間）は 12 月以内	【据置期間】 最終貸付日から 3 月以内 【償還期限】 据置期間経過後 10 年以内	原則として 1 名 必要	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5%（据置期間経過後）	<u>失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の公的給付を受けている者は、貸付対象とならない</u>
40 万円以内	【据置期間】 貸付けの日（生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日）から 3 月以内			
60 万円以内	【償還期限】 据置期間経過後 10 年以内			
580 万円以内（資金目的別に応じた貸付上限額の目安は以下のとおり）	【据置期間】 貸付けの日（分割による貸付の場合は最終貸付日）から 6 月以内	原則として 1 名 必要	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5%（据置期間経過後）	被保護者に対しても、世帯の自立、更正の促進のために必要と認められる場合は、貸付可能（資金は原則として、収入認定除外となる） 母子父子寡婦福祉資金、その他の公的資金の貸付を受けている者に対しても、これらの資金で必要な費用を賄えないと認められるときは、貸付対象
460 万円	【償還期限】 据置期間経過後 20 年以内（貸付内容により異なる）			
130 万円（技能習得期間 6 月程度）				
220 万円（同 1 年程度）、400 万円（同 2 年程度）、580 万円（同 3 年程度）				
250 万円				
170 万円				
250 万円				
513.6 万円				
170 万円（療養期間 1 年以内）				
230 万円（1 年～1 年 6 月）				
170 万円（サービスを受ける期間 1 年以内）、230 万円（1 年～1 年 6 月）				
150 万円				
50 万円				
50 万円				
50 万円				
50 万円				
10 万円以内	【据置期間】 貸付の日から 2 月以内 【償還期限】 据置期間経過後 12 月以内	不要	無利子	
ア 高等学校 月額 3.5 万円以内 イ 高等専門学校 月額 6 万円以内 ウ 短期大学 月額 6 万円以内 エ 大学 月額 6.5 万円以内	【据置期間】 卒業後 6 月以内 【償還期限】 据置期間経過後 20 年以内	原則として 1 名 必要	無利子	
50 万円以内				
土地の評価額の約 7 割 ※毎月の貸付額…月額 30 万円以内	【据置期間】 契約終了後 3 月以内 【償還期限】 据置期間終了時	推定相続人の中から 1 人 不要	年 3%又は当該年度 4/1 時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方	
土地及び建物の評価額の約 7 割 ※毎月の貸付額…保護の実施機関が定めた貸付基本額以内				

貸付限度額	据置期間・償還期限	連帯保証人	貸付利率	備考
10 万円以内	【据置期間】 無し 【償還期限】 当該給付金等の給付を受けたとき、若しくは申請を却下されたときから 1 月以内	不要	無利子	

⑤ 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭等及び寡婦の就業による自立促進と生活の安定を図ることを目的に、静岡県、静岡市、浜松市が公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会に委託して運営しています。

就業相談から技能講習、就業情報の提供等の支援を行うとともに、生活相談や養育費の取り決めなどの専門的な相談、その他さまざまな相談に応じます。

ひとり親家庭の総合相談窓口として、お気軽にご利用ください。

◆ホームページ <http://www.shizuboshi.jp/> 「ほしず@ほーむ」で検索できます

◆所在地

- 本所** 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館（シズウェル）4階
☎ 054-254-1191 FAX 054-254-0056
- 東部支所** 沼津市大手町 1-1-3 沼津商連会館ビル 2階
静岡県東部県民生活センター内
☎ FAX 055-951-8255
- 中部支所** 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3階
静岡県中部県民生活センター内
☎ FAX 054-284-0008
- 西部支所** 浜松市中区中央一丁目 12-1 県浜松総合庁舎 3階
静岡県西部県民生活センター内
☎ FAX 053-452-7107



◆相談時間 月～金 9:00～17:00（土・日・祝日年末年始は休み）
ただし、本所のみ第1・第3土曜日も開所

◆平成29年度事業概要

項目	内容
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・特別相談会…弁護士や行政職員等も同席して実施します（無料）。 ○実施地区：富士市、長泉町、静岡市、島田市、湖西市、浜松市 ○実施時期：8月（詳しくはホームページ、8月の県民だよりをご覧ください） ・養育費、就業支援セミナー ○実施時期：10月～12月（詳しくはホームページをご覧ください）
就業相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークと同様に、ひとり親の就業希望者への無料職業紹介、就業支援講習会の紹介等を行います。
就職先開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求めるとともに、求人開拓活動を行います。
就業支援講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・就業に際して必要な技能、資格を習得するための講習会を開催します。 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、パソコン講座
養育費等相談	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費の支払条件に対するアドバイスや、面会交流についての支援を専任の相談員が対応します。 ・無料弁護士相談…奇数月の第3水曜（東部支所）、第2水曜（中部支所）、 （予約制） 第4水曜（西部支所）、6・10・12・2月の第3土曜（本所）にて開催

◎ 問い合わせ先一覧

県健康福祉センター

名 称	所 在 地	☎
賀茂健康福祉センター	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2055
熱海健康福祉センター	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9120
東部健康福祉センター	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2080
御殿場健康福祉センター	〒412-0039 御殿場市かまど 1113	0550-82-1222
富士健康福祉センター	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2647
中部健康福祉センター	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9276
西部健康福祉センター	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2531

児童相談所

名 称	所 在 地	☎
賀茂児童相談所	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2038 (虐待専用 0558-27-4199)
東部児童相談所	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2085 (虐待専用 055-922-4199)
富士児童相談所	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2141 (虐待専用 0545-62-4199)
静岡市児童相談所	〒420-0947 静岡市葵区堤町 914-417	054-275-2871 (虐待専用 054-254-0545)
中央児童相談所	〒426-0026 藤枝市岡出山 2-2-25	054-646-3570 (虐待専用 054-644-4199)
西部児童相談所	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2810 (虐待専用 0538-33-4199)
浜松市児童相談所	〒430-0929 浜松市中区中央 1-12-1	053-457-2703 (虐待専用 053-457-2190)

保健所及び市担当課

名 称	所 在 地	☎
賀茂保健所	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2055
// 松崎保健支援室	〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 255-3	0558-42-0262
熱海保健所	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9120
東部保健所	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2075
// 修善寺支所	〒410-2413 伊豆市小立野 66-1	0558-72-2310
御殿場保健所	〒412-0039 御殿場市かまど 1113	0550-82-1222
富士保健所	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2647
中部保健所	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9276
// 榛原分庁舎	〒421-0422 牧之原市静波 447-1	0548-22-1151
西部保健所	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2243
// 掛川支所	〒436-0073 掛川市金城 93	0537-22-3263
// 浜名分庁舎	〒431-0302 湖西市新居町新居 3447	053-594-3661
静岡市保健所	〒420-0846 静岡市葵区城東町 24-1	054-249-3170
浜松市健康増進課	〒432-8550 浜松市中区鴨江 2-11-2	053-453-6117

各種相談所

名 称	所 在 地	☎
静岡県女性相談センター	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9245
静岡県発達障害者支援センター	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9038
	(東部) 〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	055-920-2250
静岡市発達障害者支援センター 「きらり」	〒422-8006 静岡市駿河区曲金 5-3-30	054-285-1124
浜松市発達障害者支援センター 「ルピロ」	〒430-0933 浜松市中区鍛冶町 100-1 ザザシティ浜松中央館 5 階	053-459-2721
静岡県精神保健福祉センター	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9245
静岡市こころの健康センター	〒422-8006 静岡市駿河区曲金 3-1-30	054-285-1124
浜松市精神保健福祉センター	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 12-1	053-457-2709

静岡家庭裁判所

名 称	所 在 地	☎
静岡家庭裁判所	静岡市葵区城内町 1-20	054-903-8269
沼津支部	沼津市御幸町 21-1	055-931-6044
富士支部	富士市中央町 2-7-1	0545-52-0386
下田支部	下田市 4-7-34	0558-22-0161
浜松支部	浜松市中区中央 1-12-5	053-453-7158
掛川支部	掛川市亀の甲 2-16-1	0537-22-3036
熱海出張所	熱海市春日町 3-14	0557-81-2989
島田出張所	島田市中溝 4-11-10	0547-37-1630

税務署

名 称	所 在 地	☎
下田税務署	〒415-8515 下田市六丁目 3-26	0558-22-0185
熱海税務署	〒413-8502 熱海市上宿町 14-15	0557-81-3515
三島税務署	〒411-8551 三島市文教町 1 丁目 4-33	055-987-6711
沼津税務署	〒410-8686 沼津市米山町 3-30	055-922-1560
富士税務署	〒416-8650 富士市本市場 297-1	0545-61-2460
清水税務署	〒424-8751 静岡市清水区江尻東 1 丁目 5-1	054-366-4161
静岡税務署	〒420-8606 静岡市葵区追手町 10-88	054-252-8111
藤枝税務署	〒426-8711 藤枝市青木 2 丁目 36-17	054-641-0680
島田税務署	〒427-8601 島田市扇町 2-2	0547-37-3121
掛川税務署	〒436-8652 掛川市緑ヶ丘 2 丁目 11-4	0537-22-5141
磐田税務署	〒438-8711 磐田市中泉 112-4	0538-32-6111
浜松東税務署	〒430-8667 浜松市中区砂山町 216-6	053-458-1111
浜松西税務署	〒430-8585 浜松市中区中央 1 丁目 12-4 浜松合同庁舎	053-555-7111

静岡県弁護士会

名称	所在地	☎
静岡県弁護士会	静岡市葵区追手町 10-80 裁判所構内	054-252-0008
沼津支部	沼津市御幸町 24-6	055-931-1848
浜松支部	浜松市中区中央一丁目 9-1	053-455-3009

ハローワーク（公共職業安定所）

名称	所在地	☎
下田 公共職業安定所	下田市 4 丁目 5-26	0558-22-0288
三島 //	三島市文教町 1 丁目 3-112 三島労働総合庁舎	055-980-1300
// 伊東出張所	伊東市大原 1 丁目 5-15	0557-37-2605
沼津 公共職業安定所	沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 1 階	055-931-0145
// 御殿場出張所	御殿場市かまど字水道 1111	0550-82-0540
富士 公共職業安定所	富士市南町 1-4	0545-51-2151
富士宮 //	富士宮市神田川町 14-3	0544-26-3128
清水 //	静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 1 階	054-351-8609
静岡 //	静岡市駿河区西島 235-1	054-238-8609
焼津 //	焼津市駅北 1 丁目 6-22	054-628-5155
島田 //	島田市本通 1 丁目 4677-4 島田労働総合庁舎	0547-36-8609
// 榛原出張所	牧之原市細江 4138-1	0548-22-0148
掛川 公共職業安定所	掛川市金城 71	0537-22-4185
磐田 //	磐田市見付 3599-6 磐田地方合同庁舎 1 階	0538-32-6181
浜松 //	浜松市中区浅田町 50-2	053-541-8609
// 細江出張所	浜松市北区細江町広岡 312-3	053-522-0165
// 浜北出張所	浜松市浜北区沼 269-1	053-584-2233

ハローワークプラザ

名称	所在地	☎	閉庁日
ハローワーク プラザ裾野	裾野市佐野 1039 ヘルシティ裾野 3 階	055-993-8631	土・日・祝祭日
ハローワーク プラザ静岡	静岡市葵区追手町 5-4 アーバンネット静岡追手町ビル 1 階	054-250-8609	日・祝祭日 第 2・4・5 土曜日
ハローワーク プラザ藤枝	藤枝市前島 1-7-10 BiVi 藤枝店 2 階	054-636-2126	土（平成 30 年 6 月か ら）・日・祝祭日
ハローワーク プラザ袋井	袋井市上山梨 4-1-2 パティオ 1 階	0538-49-4400	月 1 回木・土（第 2 土 を除く）・日・祝祭日
マザーズハローワーク静岡	静岡市葵区追手町 5-4 アーバンネット静岡追手町ビル 1 階	054-275-3010	土・日・祝祭日
ハローワーク浜松 マザーズコーナー	浜松市中区中央 1-12-1 県浜松総合庁舎 5 階	053-454-1910	土・日・祝祭日
浜松わかもの ハローワーク	浜松市中区板屋町 111-2 浜松アクトタワー 7 階	053-540-2064	土・日・祝祭日
静岡新卒応援 ハローワーク	静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 9 階	054-654-3003	土・日・祝祭日
浜松新卒応援 ハローワーク	浜松市中区板屋町 111-2 浜松アクトタワー 7 階	053-540-0008	土・日・祝祭日

しずおかジョブステーション

名 称	所 在 地	☎
しずおかジョブステーション 東部	沼津市大手町 1-1-3 沼津商連会館ビル 2 階 東部県民生活センター内	055-951-8229
しずおかジョブステーション 中部	静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3 階 中部県民生活センター内	054-284-0027
しずおかジョブステーション 西部	浜松市中区中央 1-12-1 県浜松総合庁舎 1・3 階 西部県民生活センター内	053-454-2523

職業能力開発施設

名 称	所 在 地	☎
県立沼津技術専門学校 (沼津テクカレッジ)	沼津市大岡 4044-24	055-925-1071
県立清水技術専門学校 (清水テクカレッジ)	静岡市清水区楠 160	054-345-2032
県立浜松技術専門学校 (浜松テクカレッジ)	浜松市東区小池町 2444-1	053-462-5602
静岡職業能力開発促進センター (ホリテクセンター静岡)	静岡市駿河区登呂 3 丁目 1-35	054-285-7186
浜松職業能力開発短期大学校 (ホリテクカレッジ 浜松)	浜松市南区法枝町 693	053-441-4444

年金事務所・年金相談センター

名 称	所 在 地	☎
三島年金事務所	〒411-8660 三島市寿町 9-44	055-973-1166
沼津年金事務所	〒410-0032 沼津市日の出町 1-40	055-921-2201
街角の年金相談センター沼津	〒410-0801 沼津市大手町 3-8-23 ニッセイスタービル 4 階	055-954-1322
富士年金事務所	〒416-8654 富士市横割 3-5-33	0545-61-1900
清水年金事務所	〒424-8691 静岡市清水区巴町 4-1	054-353-2233
静岡年金事務所	〒422-8668 静岡市駿河区中田 2-7-5	054-203-3707
街角の年金相談センター静岡	〒422-8067 静岡市駿河区南町 18-1 サウスポット静岡ビル 2 階	054-288-1611
島田年金事務所	〒427-8666 島田市柳町 1-1	0547-36-2211
掛川年金事務所	〒436-8653 掛川市久保 1-19-8	0537-21-5524
浜松東年金事務所	〒435-0013 浜松市東区天龍川町 188	053-421-0192
街角の年金相談センター浜松 (オフィス)	〒435-0044 浜松市東区西塚町 200 サーラプラザ浜松 5 階	053-545-9961
浜松西年金事務所	〒432-8015 浜松市中区高町 302-1	053-456-8511
電話による年金相談 ※年金相談の予約申込	ねんきんダイヤル 0570-05-1165 050 で始まる電話におかけになる場合は、 03-6700-1165 へ	

※ 年金事務所・年金相談センターは、原則として予約制です。

市役所（市福祉事務所）

名 称	郵便番号	所 在 地	☎
下田市（福祉事務所）	415-8501	下田市東本郷 1-5-18	0558-22-2216
伊東市（子育て支援課）	414-8555	伊東市大原 2-1-1	0557-32-1581
熱海市（子育て支援室）	413-8550	熱海市中央町 1-1	0557-86-6351
伊豆市（こども課）	410-2413	伊豆市小立野 38-2	0558-72-9864
伊豆の国市（保健福祉・こども・子育て相談センター）	410-2396	伊豆の国市田京 299-6	0558-76-8008
三島市（子育て支援課）	411-8666	三島市北田町 4-47	055-983-2712
沼津市（こども家庭課）	410-8601	沼津市御幸町 16-1	055-934-4827
裾野市（子育て支援課）	410-1192	裾野市佐野 1059	055-995-1841
御殿場市（子育て支援課）	412-8601	御殿場市萩原 483	0550-82-4124
富士宮市（子ども未来課）	418-8601	富士宮市弓沢町 150	0544-22-1146
富士市（こども家庭課）	417-8601	富士市永田町 1-100	0545-55-2738
静岡市葵福祉事務所 （子育て支援課）	420-8602	静岡市葵区追手町 5-1	054-221-1093
静岡市駿河福祉事務所 （子育て支援課）	422-8550	静岡市駿河区南八幡町 10-40	054-287-8674
静岡市清水福祉事務所 （子育て支援課）	424-8701	静岡市清水区旭町 6-8	054-354-2120
静岡市清水福祉事務所 （蒲原出張所 福祉係）	421-3211	静岡市清水区蒲原新田 1-21-1	054-385-7790
焼津市（子育て支援課）	425-8502	焼津市本町 5 丁目 6-1	054-626-1137
藤枝市（子ども家庭課）	426-8722	藤枝市岡上山 1-11-1	054-643-3241
島田市（子育て応援課）	427-8501	島田市中央町 1-1	0547-36-7159
御前崎市（こども未来課）	437-1692	御前崎市池新田 5585	0537-85-1120
牧之原市（子ども子育て課）	421-0422	牧之原市静波 991-1	0548-23-0071
菊川市（福祉課）	439-0019	菊川市半済 1865	0537-35-0914
掛川市（こども希望課）	436-8650	掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1144
袋井市（しあわせ推進課）	437-8666	袋井市新屋 1-1-1	0538-44-3184
磐田市（子育て支援課）	438-0077	磐田市国府台 57-7	0538-37-4896
浜松市中区福祉事務所 （社会福祉課）	430-8652	浜松市中区元城町 103-2	053-457-2035
浜松市東区福祉事務所 （社会福祉課）	435-8686	浜松市東区流通元町 20-3	053-424-0175
浜松市西区福祉事務所 （社会福祉課）	431-0193	浜松市西区雄踏 1-31-1	053-597-1157
浜松市南区福祉事務所 （社会福祉課）	430-0898	浜松市南区江之島町 600-1	053-425-1463
浜松市北区福祉事務所 （社会福祉課）	431-1395	浜松市北区細江町気賀 305	053-523-2893
浜松市浜北区福祉事務所 （社会福祉課）	434-8550	浜松市北区貴布祢 3000	053-585-1121
浜松市天竜区福祉事務所 （社会福祉課）	431-3392	浜松市天竜区二俣町二俣 481	053-922-0023
湖西市（子育て支援課）	431-0490	湖西市吉美 3268	053-576-1813

町役場（福祉担当課へお問い合わせください。）

名 称	郵便番号	所 在 地	☎
○賀茂郡			
東伊豆町（住民福祉課）	413-0411	東伊豆町稲取 3354	0557-95-6204
河津町（健康福祉課）	413-0595	河津町田中 212-2	0558-34-1937
南伊豆町（福祉介護課）	415-0392	南伊豆町下賀茂 315-1	0558-62-6233
松崎町（健康福祉課）	410-3696	松崎町宮内 301-1	0558-42-3966
西伊豆町（健康福祉課）	410-3514	西伊豆町仁科 401-1	0558-52-1961
○田方郡			
函南町（子育て支援課）	419-0192	函南町平井 717-13	055-979-8133
○駿東郡			
清水町（こども未来課）	411-8650	清水町堂庭 210-1	055-981-8215
長泉町（こども未来課）	411-8668	長泉町中土狩 828	055-989-5573
小山町（こども育成課）	410-1395	小山町藤曲 57-2	0550-76-6126
○榛原郡			
吉田町（こども未来課）	421-0395	吉田町住吉 87	0548-33-2153
川根本町（健康福祉課）	428-0313	川根本町上長尾 627	0547-56-2224
○周智郡			
森町（保健福祉課）	437-0215	森町森 50-1	0538-85-1800

県民生活センター等

名 称	所 在 地	☎
賀茂広域消費生活センター	〒415-0016 下田市中 531-1 県下田総合庁舎 6階	0558-24-2199
東部県民生活センター	〒410-0801 沼津市大手町 1-1-3 沼津商連会館ビル 2階	055-951-8205
中部県民生活センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3階	054-202-6008
西部県民生活センター	〒430-0929 浜松市中区中央 1-12-1 県浜松総合庁舎 3階	053-453-2199

公益社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会

静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4階 ☎054-254-5220

静岡県社会福祉協議会

静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内 ☎054-254-5244



市町社会福祉協議会

名 称	郵便番号	所 在 地	☎
下田市	415-0024	下田市 4 丁目 1-1 下田市総合福祉会館内	0558-22-3294
伊東市	414-0013	伊東市桜木町 2 丁目 2-3 伊東市健康福祉センター内	0557-36-5512
熱海市	413-0015	熱海市中央町 1-26 総合福祉センター 4 階	0557-86-6339
伊豆市	410-2505	伊豆市八幡 33-1 中伊豆保健福祉センターふれあいプラザ内	0558-83-3013
伊豆の国市	410-2123	伊豆の国市四日町 302-1 葦山福祉・保健センター内	055-949-5818
三島市	411-0841	三島市南本町 20-30 三島市社会福祉会館内	055-972-3221
沼津市	410-0032	沼津市日の出町 1-15 ぬまづ健康福祉プラザ(サウエルぬまづ)内	055-922-1500
裾野市	410-1117	裾野市石脇 524-1 裾野市福祉保健会館内	055-992-5750
御殿場市	412-0042	御殿場市萩原 988-1 御殿場市民交流センターふじざくら	0550-70-6801
富士宮市	418-0005	富士宮市宮原 7-1 富士宮市総合福祉会館内	0544-22-0054
富士市	416-8558	富士市本市場 432-1 富士市フィランセ東館 1 階	0545-64-6600
静岡市	420-0854	静岡市葵区城内町 1-1 静岡市中央福祉センター内	054-254-5213
焼津市	425-0088	焼津市大覚寺 3-2-2 焼津市総合福祉会館内	054-621-2941
藤枝市	421-1131	藤枝市岡部町内谷 1400-1 藤枝市福祉センターきすみれ内	054-667-2940
島田市	427-0056	島田市大津通 2-1	0547-35-6247
御前崎市	437-1622	御前崎市白羽 5402-10 御前崎ふれあい福祉センター「なごみ」内	0548-63-5294
牧之原市	421-0524	牧之原市須々木 140 牧之原市相良総合センター「い〜ら」内	0548-52-3500
菊川市	439-0019	菊川市半済 1865 菊川市総合保健福祉センター内	0537-35-3724
掛川市	436-0079	掛川市掛川 910-1 掛川市総合福祉センター 2 階	0537-22-1294
袋井市	437-0061	袋井市久能 2515-1 総合健康センター内	0538-42-7914
磐田市	438-0077	磐田市国府台 57-7 i プラザ(磐田市総合健康福祉会館) 1 階	0538-37-4824
浜松市	432-8035	浜松市中区成子町 140-8 福祉交流センター内	053-453-0580
湖西市	431-0442	湖西市古見 1044 健康福祉センター内	053-575-0294
東伊豆町	413-0304	賀茂郡東伊豆町白田 306 東伊豆町保健福祉センター内	0557-22-1294
河津町	413-0504	賀茂郡河津町田中 212-2 保健福祉センター内	0558-34-1286
南伊豆町	415-0304	賀茂郡南伊豆町加納 590-1 南伊豆町武道館内	0558-62-3156
松崎町	410-3612	賀茂郡松崎町宮内 272-2 松崎町総合福祉センター内	0558-42-2719
西伊豆町	410-3501	賀茂郡西伊豆町宇久須 258-4 西伊豆町賀茂健康センター 1 階	0558-55-1313
函南町	419-0107	田方郡函南町平井 717-28 函南町保健福祉センター内	055-978-9288
清水町	411-0903	駿東郡清水町堂庭 221-1 清水町福祉センター内	055-981-1665
長泉町	411-0943	駿東郡長泉町下土狩 967-2 長泉町福祉会館内	055-988-3920
小山町	410-1311	駿東郡小山町小山 75-7 小山町健康福祉会館内	0550-76-9906
吉田町	421-0303	榛原郡吉田町片岡 795-1 吉田町健康福祉センター内	0548-34-1800
川根本町	428-0415	榛原郡川根本町上岸 90 川根本町福祉センター内	0547-59-2315
森町	437-0215	周智郡森町森 50-1 森町保健福祉センター内	0538-85-5769

⑦ 公益社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会

公益社団法人静岡県母子寡婦福祉連合会は、昭和 26 年に母子家庭や寡婦の方がお互いに助け合うために作られた会です。現在は、9 郡市町が集まって組織されており、母子家庭や寡婦の方が安心して暮らしていけるように活動しています。

会員になると、年 2 回発行されている広報誌「ははこぐさ」が配布され、各地域で実施されている行事等に参加することが出来ます。年会費は、地域により違いはありますが、500 円～1,500 円程度です。申し込みは、各市町の母子寡婦福祉会または静岡県母子寡婦福祉連合会へ。

ひとり親家庭のみんな 集まれ～！！

★あなたも仲間に入りませんか？

20 歳未満の子供を扶養しているひとり親のお母さん、お父さんや寡婦の方が集まって生活の向上と幸せを目的とした会であり、全国的な団体です。ひとり親家庭がより豊かな暮らしをするためには、自分たちの力だけでは解決できない問題も多くあります。同じような境遇のなかで生活してきた方々が集まれば、お互いの理解を深め、生きていく力を共に持つことが出来るでしょう。

★地域に母子会のない、ひとり親の方がおりましたら、ぜひご入会ください♪



『ひとり親会』の活動内容

- ◇ エスパー・ドリーム・ラザ&日本平動物園
- ◇ キッズニアバス旅行など
- ◇ レクリエーション、総会 等



☆入会の手続き☆

下記申込書に必要事項をご記入の上、静岡県母子寡婦福祉連合会宛にご郵送ください。

★年会費・1,200 円 申込記入日より 2 週間以内に振込をお願い致します。

★振込先

銀行名 スルガ銀行 静岡支店
口座番号 普通 636470
名義 (公社) 静岡県母子寡婦福祉連合会
理事長 中村 スミレ



★お問合せ (公社) 静岡県母子寡婦福祉連合会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 県総合社会福祉会館 4 階

TEL: 054-254-5220 FAX: 054-254-0056 Email: boshikafu7@apricot.ocn.ne.jp

静岡県『ひとり親会』入会申込書

〒	平成	年	月	日)
住所	(TEL	-	-	-)
	(FAX	-	-	-)
	(携帯	-	-	-)
	(Email:	-	-	-)
氏名 フリガナ	生年月日				
母・父	年	月	日		
お子様のお名前・フリガナ・生年月日をご記入ください。					

